

## 建設廃棄物の排出事業者の皆さまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）と同法律の施行令や施行規則が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から全面的に施行されます。

今回の法令改正のうち建設廃棄物の排出事業者に関する内容についてお知らせします。

### 1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

#### (1) 処理責任の元請一元化の原則

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者として法に規定する責任を有することが明確に規定されました。（法第 21 条の 3 第 1 項）

#### この原則により

- 元請業者は、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、自ら適正に処理を行うか、又は、委託基準に従って適正に処理を委託しなければなりません。
- 下請負人は、廃棄物処理業の許可と元請業者からの処理委託がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことができません。

#### (2) 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

例外として、次の要件のすべてを満たす廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自ら運搬を行う場合には、下請負人を排出事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくても、処理基準に従い運搬することが可能です。

#### 例外が適用される要件

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
  - ア 維持修繕工事であって、その請負代金の額が 500 万円以下の工事
  - イ 引き渡し後の建築物等の瑕疵の補修工事であって、その請負代金に相当する額が 500 万円以下の工事
- ② 特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1 回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により 1 立方メートル以下であることが測定できるもの又は 1 立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 排出事業場の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内にあり、元請業者が所有権又は使用権原を有する施設に運搬されるものであること。
- ⑤ 廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

この例外により下請負人が廃棄物を運搬する際には、その旨を証する書面を携行しなければなりません。具体的には、改正法の施行通知（平成 23 年 2 月 4 日付け環境省課長通知）の別記様式に基づき作成した書類（又はその写し）と、請負契約の基本契約書の写しを携行することが必要となります。

なお、この例外は、下請負人が自ら行う運搬に関してのみであり、廃棄物の処分は、元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行わなければなりません。

## 2 排出事業場外での自社保管の事前届出制

排出事業者が建設廃棄物を排出事業場の外において自ら保管（面積が300㎡以上の場所で保管する場合に限る。）しようとするときは、事前に都道府県等に届出なければならないことになりました。（違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

ただし、次の保管については、都道府県等が既に把握していることから対象外です。

### 届出対象外の保管

- ① 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管
- ② 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ③ PCB廃棄物の保管

また、非常災害のために必要な応急措置として保管を行った場合は、事前の届出を要しませんが、保管した日から14日以内に、都道府県等に届け出なければなりません。

なお、経過措置として、施行日（平成23年4月1日）時点において既に行われている保管については、平成23年6月30日までに都道府県等へ届け出なければならないこととされています。

届出の窓口	電話番号	保管場所の所在地
高松市 環境部 環境指導課	087-839-2380	高松市
東讃保健福祉事務所 環境管理室	0879-29-8273	さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡、
中讃保健福祉事務所 環境管理室	0877-24-9966	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
西讃保健福祉事務所 環境管理室	0875-25-6431	観音寺市、三豊市
小豆総合事務所 環境森林課	0879-62-2731	小豆郡

《注意》 産業廃棄物の保管については、次のような基準が適用されます!!

- ・周囲に囲いが設けられていること
- ・保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること
- ・産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないよう措置を講ずること
- ・ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること
- ・保管量の上限（1日当たりの平均的な搬出量の7日分）を超えないこと 等

## 3 その他の改正事項（排出事業者に関するもの）

### （1）マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の強化

- ① マニフェスト交付者は、マニフェストの写し（A票）を5年間保存すること。
  - ② 処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けないこと。
- ※ 違反者は、措置命令の対象に追加。6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

### （2）産業廃棄物処理業者の委託者への処理困難通知制度

- 処理業者は、受託廃棄物の処理が困難になったときは、10日以内に委託者に通知。
- ⇒ 通知を受けた者は、必要な措置を講ずるとともに30日以内に都道府県等に報告。

### （3）排出事業者による処理状況確認の努力義務の明確化

- 排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合における当該廃棄物の処理の状況に関する確認（委託した処理業者の中間処理施設や最終処分場を実施に確認するなど）の努力義務を明確化。